

立地適正化計画とは

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化が進展する社会にあっても、都市の持続性を維持するため、駅や市役所といった都市の中心拠点や生活拠点に市民生活に必要な病院、商業施設などの都市機能を集め、居住をその周辺や利便性が高い公共交通沿線に緩やかに誘導するまちづくりの計画です。

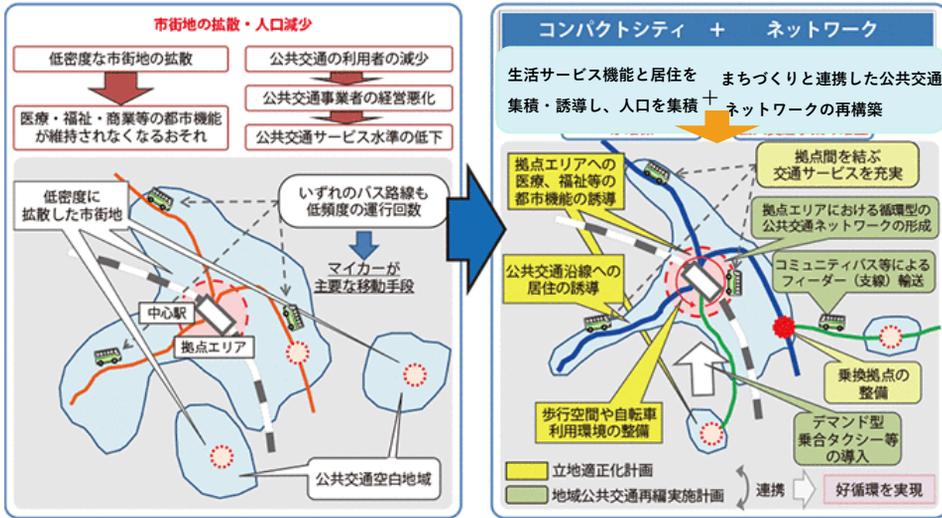


図 - 立地適正化計画の概要 (資料: 国土交通省資料一部引用)

※2014年(平成26年)8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」に係わる制度が創設されました。

立地適正化計画は、関連する分野との連携を図りながら、居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、人・ものが集積された拠点と公共交通ネットワークが連携した都市構造の構築を目指す計画です。

量的拡大から**質的向上**を目指し、立地適正化計画を策定します。

立地適正化計画の内容

01

将来都市像とまちづくりの方針

02

住まいるシティ拠点エリアの設定

(医療、福祉、商業等の都市の機能を緩やかに誘導する区域)

03

誘導施設の設定

(住まいるシティ拠点内に立地を誘導・維持する都市機能)

04

住まいるエリアの設定

(居住を緩やかに誘導し、人口密度等を維持する区域)

05

誘導するための施策・目標値の設定

06

防災・減災まちづくり計画(防災指針)

※より安全な居住地の形成に向けた取組

住まいるシティ拠点エリア



集積拠点

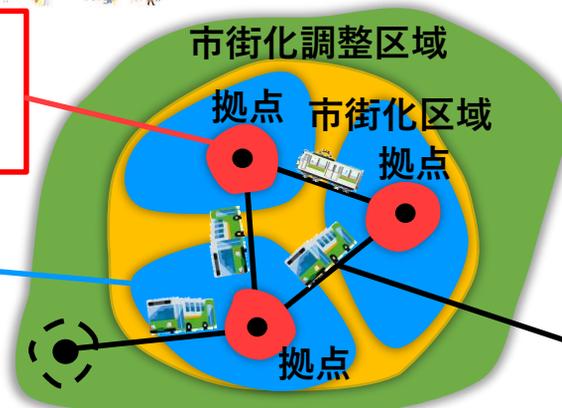
誘導施設の立地を誘導し、人やものが集まり、活力やにぎわいに満ちた拠点の形成を図る。

住まいるエリア



居住地

人口密度を維持しつつ、市民生活の利便性向上による住みやすい住環境の形成を図る。



地域公共交通

拠点の連携

拠点間の公共交通ネットワークの強化による市民活動の利便性向上を図り、拠点間連携による生活交流を促進する。